

後期高齢者医療制度のお知らせ

《7月31日まで・うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成29年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成29年7月31日
住所	岐阜市柳津町富東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成28年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成30年7月31日
住所	岐阜市柳津町富東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成29年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

保険証(被保険者証)を更新します

後期高齢者医療の保険証は、八百津町に住所がある75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成29年7月31日ですので、8月1日からは新しい保険証をご使用ください。(新しい保険証は7月中にお送りします。)

新しい保険証はうすい青色に変わります。古い保険証を処分される場合は、住所や氏名が見えないように細かく切るなど、十分注意してください。

平成29年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

平成29年度の保険料は平成28年中の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書」をお送りします。



保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成29年度の保険料は次のア、イの合計額になります。

ア…均等割額

(被保険者一人あたり 42,690円)

イ…所得割額(※被保険者の所得×所得割率8.55%)

※総所得金額等—33万円(基礎控除額)

保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置(以下3つ)について特例措置が続けられてきましたが、平成29年度から段階的に本則へ見直していくこととなります。今後安定した医療制度の運営のため、ご理解をお願いいたします。

①被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 改正あり

平成29年度分の保険料「均等割額」軽減割合は、従来の9割軽減から7割軽減へ変更されます。なお保険料「所得割額」の負担はありません。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇
 店名 〇〇株式会社
 代表者名 〇〇 〇〇
 電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇
 郵便番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇
 岐阜県 岐阜市 〇〇町 〇〇番 〇〇